

1 平成15年度公共用水域水質測定結果の概要

(1) 水質測定の様況

15年度における公共用水域の水質測定については、公共用水域の水質測定計画に基づき、府内の63河川109地点、6海域19地点の合計128地点において延べ19,178項目について実施しました。

測定機関及び地点数		測定項目及び延べ件数	
測定機関	地点数	測定項目	延べ項目数
京都府	73地点	①人の健康の保護に関する項目 (カドミウム、全アン、トリクロロエチン等)	6,808
京都市	31地点	②生活環境の保全に関する項目 (pH、BOD、COD、SS等)	9,380
国土交通省	24地点	③①及び②以外の項目であって 水質汚濁防止法に基づく排水 基準が定められている項目及 びその他の項目(銅、鉛、亜鉛等)	2,990
合計	128地点	合計	19,178

(2) 環境基準の達成状況

環境基準については、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目に分けて設定されています。

これらの達成状況は次のとおりです。

ア 人の健康の保護に関する項目

カドミウム等26項目については、環境基準がすべての公共用水域に一律に定められており、直ちに達成すべきものとされています。

15年度は、全項目についてすべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境の保全に関する項目

pH、BOD(COD)等生活環境の保全に関する環境基準については、水域ごとに利用目的に応じて、河川の場合6類型、海域の場合3類型(海域の全窒素、全リンについては4類型)に区分され当てはめられています。

15年度は、河川は41水域のうち40水域でBODの環境基準を達成、海域は7水域のうち4水域でCODの環境基準を達成しています。(9、10ページ)

また、全窒素及び全リンについては環境基準の設定されている5海域のうち4海域で環境基準を達成しています。(10ページ)

なお、全般的にみると各水域の水質は、近年、概ね横ばいとなっています。

2 平成15年度地下水水質測定結果の概要

(1) 水質測定の様況

府は、地下水の水質の汚染状況を常時監視するため、元年度から水質汚濁防止に基づき測定計画を作成し、この計画に基づき府、京都市及び国土交通省が府内の地下水の水質測定を実施しています。

15年度は、府内12市21町1村の208地点で延べ2,361項目について水質測定を実施しました。

測定機関及び地点数

測定機関 \ 測定の種類	概況調査	汚染周辺地帯調査	定期モニタリング調査	計
京都府	50	35	36	121
京都市	42	8	33	83
国土交通省	2	—	2	4
合計	94	43	71	208

測定物質及び件数

物質名	件数	物質名	件数
カドミウム	51	トリクロロエチレン	174
全シアン	41	テトラクロロエチレン	182
鉛	61	1,3-ジクロロプロペン	24
六価クロム	41	チウラム	24
砒素	83	シマジン	24
総水銀	51	チオベンカルブ	24
アルキル水銀	0	ベンゼン	130
P C B	22	セレン	22
ジクロロメタン	132	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	107
四塩化炭素	124	ふつ素	85
1,2-ジクロロエタン	130	ほう素	95
1,1-ジクロロエチレン	174	トランス-1,2-ジクロロエチレン	44
シス-1,2-ジクロロエチレン	182	ニッケル	15
1,1,1-トリクロロエタン	174	アンチモン	15
1,1,2-トリクロロエタン	130	合計	2,361

(2) 環境基準の達成状況

環境基準の達成状況は次のとおりです。

ア 概況調査

10市19町(94地点)において延べ1,396項目について調査した結果、鉛(1地点)、砒素(2地点)、テトラクロロエチレン(5地点)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(4地点)が、環境基準を超過しました。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で新たに検出等があった地点の周辺(43地点)において延べ77項目について調査した結果、鉛が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点、環境基準を超過しました。

ウ 定期モニタリング調査(汚染範囲確認調査を含む)

これまでの調査においていずれかの項目の検出がみられた10市6町1村(71地点)において汚染の推移を調べるためモニタリング調査を続けており、延べ888項目について調査した結果、砒素(3地点)、1,1-ジクロロエチレン(1地点)、シス-1,2-ジクロロエチレン(2地点)、テトラクロロエチレン(6地点)、ふっ素(2地点)が環境基準を超過しました。

環境基準の達成状況

	環境基準超過地点／調査地点	超 過 率
概 況 調 査	12／94	12.8%
汚染井戸周辺地区調査	2／43	4.7%
定期モニタリング調査	14／71	19.7%

環境基準等の達成状況

区 分 項 目 名	概 況 調 査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
	超過地点数/調査地点数	超過地点数/調査地点数	超過地点数/調査地点数
カドミウム	0/51	—	—
全シアン	0/41	—	—
鉛	1/51	1/10	—
六価クロム	0/41	—	—
砒素	2/73	—	3/5
総水銀	0/51	—	—
アルキル水銀	—	—	—
P C B	0/22	—	—
ジクロロメタン	0/69	—	0/32
四塩化炭素	0/69	—	0/29
1, 2-ジクロロエタン	0/69	—	0/31
1, 1-ジクロロエチレン	0/69	0/4	1/52
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0/69	0/12	2/52
1, 1, 1-トリクロロエタン	0/69	0/4	0/52
1, 1, 2-トリクロロエタン	0/69	—	0/31
トリクロロエチレン	0/69	0/4	0/52
テトラクロロエチレン	5/69	0/12	6/52
1, 3-ジクロロプロペン	0/24	—	—
チウラム	0/24	—	—
シマジン	0/24	—	—
チオベンカルブ	0/24	—	—
ベンゼン	0/69	—	0/31
セレン	0/22	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4/94	1/11	0/1
ふつ素	1/67	0/10	2/4
ほう素	0/67	0/6	0/11
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0/4	0/21
ニッケル	0/15		
アンチモン	0/15		

- (注) 1 ニッケル、アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、平成5年3月8日環水管第21号環境庁通知に基づく要監視項目であり、指針値で評価しています。
- 2 超過地点数/調査地点数は環境基準等を超過した地点数です。